

交通安全のポイント

令和5年4月7日
福島県警察本部

1 人身交通事故発生状況（4月6日現在の概数） ※（ ）は前年同期比

発生件数	死者数	高齢者	けが人数
728件 (41件)	12人 (+1人)	5人 (-4人)	845人 (+54人)

2 県内では、自転車利用者による死亡事故や高齢者が関与する重大交通事故が続発！

令和5年4月7日の未明、会津若松市東栄町地内で50代男性が自転車利用中に単独事故を起こし、死亡する交通死亡事故が発生しました。その他、県内では今月5日の夜間に、いわき市小名浜地内において、40代女性が運転する普通車が単独事故を起こし、同乗していた高齢者3名が重軽傷を負う交通事故が発生しています。



3 新入学（園）児童・園児の交通事故防止運動を実施中です

県内では、4月6日（木）から12日（水）までの間、新入学（園）児童・園児の交通事故防止運動を実施しており

- 新入学（園）児童・園児の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 道路横断中の交通事故防止

を重点として、県内で街頭活動及び交通指導取締りを強化しております。

4 交通安全のポイント

～運転者の皆さんへ～

- 運転者は、学校への送迎などで学校付近を通行する場合は、特に注意して安全運転に努めましょう。
- シートベルトはあなたと同乗者の命綱です。全ての座席でシートベルトを着用しましょう。
大切な子どもの命を守るため、チャイルドシートを確実に取り付け、正しく使用しましょう。運転者は、同乗者全員がシートベルトやチャイルドシートを正しく着用したことを確認してから発車しましょう。



～自転車を利用する皆さんへ～

- 自転車も“車両”です。交通ルールを守って安全運転をお願いします。
- 万が一の事故に備えて、自転車保険等に加入しましょう。
- 4月1日から全ての自転車利用者は、ヘルメットを着用することが努力義務となっております。自転車とヘルメットはワンセット！自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう。

＜ 自転車安全利用五則 ＞

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



～歩行者の皆さんへ～

道路を横断する際は、無理な横断をしないこと、近くに横断歩道がある場合は必ず横断歩道を渡ること、横断する際には手をあげるなどして横断する意思を明確に運転手に伝えましょう。

